

障害者週間

今日は、障害福祉サービスについてお知らせします

福祉児童課 内線 224

扶桑町地域生活支援事業

- ① 自動車改造費助成事業
身体障害者が就労等に伴い、現に所有する車、又は新規購入する車を改造し、社会参加の促進を目的に、自動車改造に要する経費の一部を助成します。
- ② 自動車運転免許取得費助成事業
身体障害者が就労等に伴い、道路交通法に定める普通自動車免許の取得を行い社会参加を促進するため、普通自動車免許の取得に要する経費の一部を助成します。
- ③ コミュニケーション支援事業
聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者及び聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要がある方に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者等の派遣を行います。
- ④ 日常生活用具給付費支給事業
重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付費を支給します。
- ⑤ 移動支援事業
屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のための介護(移動)支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すための支援を行います。
- ⑥ 地域活動支援センター事業
障害者等を通所により、創作的活

自立支援給付

- ⑦ 訪問入浴サービス事業
家庭において自力、あるいは家族のみでは入浴困難な重度の心身障害者に対して定期的に移動入浴車を派遣し入浴サービスを行います。
- ⑧ 相談支援事業
障害者等からの相談に応じ、必要な情報に関する便宜を提供することや各種福祉サービスの利用調整等必要な援助を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう支援を行います。
- ⑨ 日中一時支援事業
障害者等を日常的に介護している家族の休息や、急務による一時的見守りを保護者に代わり行います。
- ⑩ 生活サポート事業
介護給付支給決定者以外であって、日常生活における支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を行います。
- ⑪ 成年後見制度利用支援事業
成年後見人制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者であって、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見人制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。

障害児通所支援

児童発達支援 療育を必要とする未就学児を対象とする通所による支援です。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

放課後等デイサービス 小・中・高校生を対象としています。学校の放課後や長期休暇中において、生活能力を向上するための訓練等を行います。

保育所等訪問 障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

タクシー基本料金助成

重度心身障害者の日常生活活動を助けるために、年間36回または24回分のタクシー基本料金を補助するチケットをお渡ししています。交付対象者は身体障害者手帳(1〜4級)、療育手帳(A・B判定)、精神保健福祉手帳(1・2級)のいずれかをお持ちの方となります。また、体幹、下肢障害および視覚障害を有する方は36回分を使い終わり次第、追加交付を申請できます。(ただし、自動車税の減免を受けている方は除きます。)

緊急通報システムの設置

ひとり暮らしの重度の身体障害者に、ボタンを押すだけで尾張中消防司令センターへ緊急通報できる電話機をお貸しします。電話料金は利用者の負担となります。

訪問理容サービス

外出することが困難な重度身体障害者に、訪問理容サービスの利用券を交付します。

特殊寝台貸与

重度の身体障害者に、特殊寝台を貸与することにより日常生活の便宜を図ります。

寝具洗濯乾燥サービス

重度心身障害者で、寝具の洗濯乾燥を月1回行うことにより日常生活の便宜を図ります。

配食サービス

日常生活に支障があり、在宅での調理が困難な方に対して、栄養バランスのとれた夕食を家庭に届けます。ただし、自己負担が発生する場合があります。

車いす対応車両の貸し出し

寄贈された車いす車両の貸し出しを行っています。

- ▼貸し出し車両
日産キューブ1, 400CC
- ▼対象者
町内に在住の車いす使用者で、運転者を確保出来る方
- ▼費用
貸し出しに関する費用は無料で、燃料費及び利用により生じた修繕費は利用者の負担です。
- ▼貸出期間
貸出日を含め4日間
- ▼手続き
利用申請書を利用日2週間前までに提出してください。

扶桑町「町民聴講生制度」のお知らせです

学校教育課 内線 341

『町民聴講生制度』をご存じですか……

地域の大人の皆さんが、町内の小・中学校で、お好きな教科の授業を子どもたちと一緒に受けられる制度です。平成14年、全国でいち早く扶桑町でスタートしました。聴講生の皆さんは、子どもたちと机を並べ、学び直しによる新しい発見や生きがいも見つけ出されています。『心』と『体』と『頭脳』の健康を保つためにも、新たな環境に挑戦してみましょう。



平成30年度4月からの小中学校聴講生を募集します

募集要項

▼募集期間 3月5日(月)まで

応募方法

電話または官製はがきで、右の項目を「扶桑町教育委員会学校教育課」(扶桑町大字高雄字天道330番地)へお知らせください。

なお、扶桑町教育委員会「ホームページ」の申込書もご利用いただけます。

お申し込み後、教育委員会にて説明と受講の調整を図ります。

- ※ 聴講生は1年間、あるいは前期・後期の期間など継続的に受講します。
- ※ 受講料は無料ですが、教科書、教材など必要経費は、実費ご負担ください。
- ※ 事故等の補償制度はありませんので、個人の責任において対応していただくようお願いします。
- ※ 希望により、給食も実費で用意します。
- ※ 扶桑町外の方も受講できます。

▼聴講生について 扶桑町教育委員会「ホームページ」で紹介しています。

▼問い合わせ 学校教育課 内線 341

- 氏名、性別、年齢、住所、電話番号
- 希望の学校・学年
- 受講(学習)したい教科
- ・ ・ ・ 何科目でも可

